長野県ゼロカーボン戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な脱炭素社会づくりに関する総合的な施策の企画立案・推進を図るため、長野県ゼロカーボン戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する総合的な施策の企画立案・推進に関すること。
 - (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 本部会議は、本部長が招集し、その会議を主宰する。
- 8 本部長は、必要があると認める場合に、部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

- 第4条 本部の運営を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その会議を主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認める場合に、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(作業部会)

- 第5条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ、本部に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、幹事長が指定する者をもって充てる。

(事務局)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和2年11月27日から施行する。 この要綱は、令和4年4月28日から施行する。 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表1

産業政策監、危機管理部長、企画振興部長、交通政策局長、総務部長、県民文化部長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、会計管理者、公営企業管理者、教育長、警察本部長

別表2

長野県ゼロカーボン戦略推進本部 作業部会

部会	現 状	検討の視点	関係部局
交通 (自動車)	・マイカーに依存、人口一人当たり保有台数 は全国第2位 ・ガソリン・ディーゼル車が9割以上	・車の省エネ・脱炭素化(EV・FCV) ・車の総走行距離の縮減(都市のコンパクト化、公共交通 の充実等)	○ 企画振興部産業労働部交通政策局建設部総務部企業局環境部警察本部
建物	・住宅の92%は断熱不足、ヒートショックな ど健康リスク ・業務用床面積は増加傾向	・住宅、店舗、業務用ビルのゼロエネルギー化 ・再生可能エネルギー設備の導入 ・県産材の積極利用、木質化の推進	総務部 観光部 県民文化部 林務部 健康福祉部 〇建設部 環境部 教育委員会 産業労働部 警察本部
産業	・大規模事業者を中心に排出削減が進む ・ESG投資の高まりで更なる削減が必要	・計画的な省エネ、再エネ設備の導入(事業活動温暖化対策計画書) ・新技術の開発促進、産業イノベーション ・サプライチェーンで選ばれる企業(RE100、ESG、SDGs)	環境部 林務部 〇 産業労働部 建設部 農政部
再工ネ	・太陽光は順調に増加しているが90%の屋 根は未活用 ・豊富な日射量や水資源等、ポテンシャルを 活かしきれていない	・太陽光、小水力などのポテンシャルを最大限に活用 ・コスト低減に向けた技術革新、資金調達環境の改善 ・規制緩和	○ 環境部 農政部 林務部 企業局
学び・行動	・日頃から環境のためになることを実行している人は6割、20~30代は5割・県の気候非常事態宣言を1/4が知らない	・誰もが気候変動を理解(子どもから大人まで) ・一人ひとりが自ら行動(エシカル消費、プラスチックスマート)	県民文化部 〇 環境部 教育委員会
吸収·適応	・自然災害の多発、平均気温の上昇 ・都市部の緑の減少	・森林整備、グリーンインフラの推進 ・気候変動への備え(農林業・防災・自然保護等)	危機管理部 〇林務部 環境部 建設部 農政部